

利用者負担段階・利用者負担割合の目安

※この表はあくまで目安です。お住いの市町村の実際の判定結果とは異なる場合があります。

利用者負担段階	利用者負担割合	対象者
第1段階	1割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員(世帯を分離している配偶者含む)が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・ただし、一定額(単身で1,000万円、夫婦で2,000万円)を超える預貯金等(※1)がある方は負担軽減の対象になりません
第2段階	1割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員(世帯を分離している配偶者含む)が市町村民税非課税 ・世帯の合計所得金額(※2)と課税年金収入額と非課税年金(遺族年金、障害年金)収入額の合計が80万円以下 ・ただし、一定額(単身で650万円、夫婦で1,650万円)を超える預貯金等(※1)がある方は負担軽減の対象になりません
第3段階①	1割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員(世帯を分離している配偶者含む)が市町村民税非課税 ・世帯の合計所得金額(※2)と課税年金収入額と非課税年金(遺族年金、障害年金)収入額の合計が80万円を超え120万円以下 ・ただし、一定額(単身で550万円、夫婦で1,550万円)を超える預貯金等(※1)がある方は負担軽減の対象になりません
第3段階②	1割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員(世帯を分離している配偶者含む)が市町村民税非課税 ・世帯の合計所得金額(※2)と課税年金収入額と非課税年金(遺族年金、障害年金)収入額の合計が120万1円以上 ・ただし、一定額(単身で500万円、夫婦で1,500万円)を超える預貯金等(※1)がある方は負担軽減の対象になりません
第4段階	1割負担	<p>第1～第3段階以外の方で、次の要件のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2号被保険者(40歳以上65歳未満) ・第1号被保険者(65歳以上)で、ご本人の合計所得金額(※2)が160万円未満(年金収入のみの場合、年収280万円未満)
第4段階	2割負担	<p>第1～第3段階以外の方で、次の要件のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上 ・市町村民税が課税されている方 ・ご本人の合計所得金額(※2)が160万円以上220万円未満 <p>ただし、合計所得金額(※2)が160万円以上であっても、一定の要件を満たす場合は、1割負担となります。</p>
第4段階	3割負担	<p>第1～第3段階以外の方で、次の要件のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上 ・市町村民税が課税されている方 ・ご本人の合計所得金額(※2)が220万円以上 <p>ただし、合計所得金額(※2)が220万円以上であっても、一定の要件を満たす場合は、1割負担または2割負担となります。</p>

※1) 預貯金等には、預貯金、有価証券、金銀等貴金属、投資信託、タンス預金(現金)が含まれます。

※2) 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。